

令和 7 年度夏季休業期間預かり事業利用申請手続きのご案内

夏休みに保護者が就労等により家庭に不在の小学 1 年生から 3 年生までの児童を対象に、夏季休業期間預かり事業を実施します。

令和 7 年度の利用を希望される方は、内容をご確認のうえ、お申込みください。

- | |
|---------------------------|
| 1 夏季休業期間預かり事業の概要（P 1～P 3） |
| 2 利用申請受付について（P 4） |
| 3 利用申請書類について（P 5～P 6） |
| 4 注意（P 6） |
| 5 お問い合わせ先（P 7） |
| 記入例（P 8～） |

1 夏季休業期間預かり事業の概要

- 1 実施場所 市立各小学校内（清溪・忍頂寺小学校を除く 30 校）
※清溪・忍頂寺小学校の児童は、山手台小学校をご利用いただきます。
※実施する部屋については、学校と調整し、決定します。
- 2 活動場所 小学校敷地内（一部学校敷地外あり）での活動とし、安全等が確保でき、費用負担が伴わない場合は、校区内及びその周辺での活動を行います。
- 3 実施期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）から 8 月 24 日（日）まで
ただし、日曜日・祝日及び祝日の振替休日は実施しません。
- 4 実施時間 (1) 午前 8 時 15 分から午後 3 時まで（1 学期終業式の日は、学校終了後から午後 3 時まで）
(2) 午後 5 時又は午後 7 時まで時間延長可。ただし、午後 5 時以降 7 時までの場合は、必ず時間までに保護者等の迎えが必要です。
- 5 利用資格 夏季休業期間預かり事業を利用できる児童は、市内に住所を有し、次の(1)、(2)のいずれにも該当する児童です。
(1) 保護者が就労、疾病その他の理由により、1 日 4 時間以上家庭に不在である状態が実施期間中 18 日以上あること。
(2) 次のいずれかに該当する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の第 1 学年から第 3 学年までの児童であること。
ア 茨木市立小学校に在籍する児童
イ 大阪府立特別支援学校に在籍し、保護者による送迎が可能な児童
※ ただし、育児休業中の場合や、上記(1)(2)の条件を満たしていても受入れが困難であると判断した場合、又は特別な事情を除いて、18 歳以上 70 歳未満の無職の同居人が在宅されている家庭の児童は、利用できません。

- 6 職 員 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員を配置します。
- 7 利 用 料 3 ページ表 1 預かり料一覧表参照
- 8 保険加入 夏季休業期間預かり事業の利用に伴い、利用中の事故やけがに対する「スポーツ安全保険」に加入していただきます。なお、加入手続きは学童保育課において行います。
- ※ 保険料は、預かり料とあわせてお支払いいただきます。
保険料…年間 1 人800円
 - ※ 令和 7 年 7 月11日（金）以降に利用申請を取り消される場合は、保険料をご負担いただきますのでご了承ください。
 - ※ スポーツ安全保険の資料は、後日配付します。

保険補償の概要（令和 7 年 4 月現在の内容です）

- ①通院：日額 1,500円
 - ②入院：日額 4,000円 ※入院・通院は 1 日目から補償となります。
 - ③賠償責任保険：身体・財物賠償合計 1 事故 5 億円
ただし、身体賠償は 1 人 1 億円
- ※上記以上の補償を希望される場合は、各自で任意保険に加入してください。

表 1

基本預かり料一覧表

(月額：円)

階層区分	月曜日から金曜日まで		月曜日から土曜日まで	
	1 人目	2 人目以上 (1人につき)	1 人目	2 人目以上 (1人につき)
A 生活保護世帯	0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1 市町村民税均等割のみ 課税世帯	4, 5 0 0	2, 5 0 0	5, 4 0 0	3, 0 0 0
C2 市町村民税所得割額 48,600円未満の課税世帯	9, 0 0 0	4, 5 0 0	1 0, 8 0 0	5, 4 0 0
D 市町村民税所得割額 48,600円以上57,700円 未満の課税世帯	1 0, 0 0 0	5, 0 0 0	1 2, 0 0 0	6, 0 0 0
E 市町村民税所得割額 57,700円以上97,000円 未満の課税世帯	1 1, 0 0 0	5, 5 0 0	1 3, 2 0 0	6, 6 0 0
F 市町村民税所得割額 97,000円以上の課税世帯	1 2, 0 0 0	6, 0 0 0	1 4, 4 0 0	7, 2 0 0

※所得割額は税額控除等（寄附金控除や住宅借入金特別控除等）を控除する前の金額です。

延長預かり料一覧表

(月額：円)

区 分	月曜日から金曜日まで	月曜日から土曜日まで
午後 3 時～午後 5 時（2 時間）	3, 5 0 0	4, 2 0 0
午後 3 時～午後 7 時（4 時間）	7, 0 0 0	8, 4 0 0

※生活保護世帯は徴収しません。

2 利用申請受付について

いずれかの方法で申請してください。なお、受付期間内の申請は先着順ではありません。
※受入には上限があります。上限を超える申請があった場合はキャンセル待ちとなる場合があります。その場合は、調整指数表により指数化し順位を決定いたします。

なお、同点の場合はくじにより決定いたします。

受入上限人数は、ホームページでお知らせしていますので、以下のURLにアクセスいただくか、二次元コードを読み取ってください。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kodomoikusei/gakudo/menu/66114.html>



1 郵送による申請

期 間：令和7年4月18日（金）～5月19日（月）必着

※締切りより後に到着した郵送申請は受付できませんのでご注意ください。

送 付 先：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 こども育成部学童保育課宛

※封筒表面に「夏季利用申請書類在中」とご記入ください。

郵便料金に不足がないよう、投函前に重さと料金をご確認ください。

（参考：定形郵便 50g 以内・110 円, 定形外郵便 50g 以内・140 円, 定形外郵便 100g 以内・180 円）

2 窓口申請

場 所：こども育成部学童保育課（茨木市役所南館3階 23番窓口）

期 間：令和7年4月18日（金）～5月19日（月）

午前8時45分～午後5時15分

※土、日曜日は受付しません。また、5月19日（月）午後5時15分以降は、受付できませんのでご注意ください。

3 利用申請書類について

記入例（P 8～）を参照のうえ、黒ボールペンでご記入ください。

※鉛筆や、摩擦で消えるペンは使用しないでください。

必要書類が全て揃っていないと受付できません。（3）は特にご注意ください。

※(1)～(5)は、すべての方にご提出いただく書類です。

※(6), (7)は、該当者のみご提出いただく書類です。

※(4)～(6)は後日の提出でも構いませんが、(5), (6)は預かり料の算定に必要な書類であるため、提出のない場合最高額での算定になります。

(1) 利用申請書類確認表

必要枚数 世帯につき 1 枚

(2) 利用申請書

必要枚数 児童一人につき 1 枚

(3) 就労証明書、入院等証明書 他

必要枚数 保護者及び令和 7 年 7 月 18 日時点で 18 歳以上 70 歳未満の同居者（児童の兄弟・姉妹を除く）全員分について、①～⑤のいずれかを各世帯につき 1 枚ずつ

※ 利用希望曜日が月～土の場合、この書類で土曜日が就労・授業日等であることを確認させていただきます。

※ 休日欄の曜日・日数を、誤って記入されて受付できない場合があります。申請前に記載内容をよくご確認ください。

訂正する場合は、まちがった部分を二重線で消し、就労先の印鑑（社印等）を押してもらってください。

※ 申請日の時点で求職中の方は、受付できません。

※ 実施期間中に育児休業中の方は、受付できません。

① 事業所等勤務（自営業含む）の方は、「就労証明書」の業種をはじめ必要事項を、就労先事業者の代表者（自営業主）に記入をしてもらってください。

② 疾病等により児童の保育を必要とする方は、疾病等の内容と看護の必要の度合または、児童の保育が困難な状況を、医師に「入院等証明書」に記入してもらってください。

③ 内職の方は、「内職等証明書」欄の発注者の証明欄について内職発注者の代表者に記入及び押印をしてもらってください。

④ 専門学校等通学により児童の保育を必要とする方は、在学証明書及び授業の時間割（時間・日数の分かるもの）を提出してください。

(4) 学童保育入室児童個人シート

必要枚数 児童一人につき 1 枚

(5) 同意書

必要枚数 世帯につき 1 枚

利用要件の確認、預かり料の算定及び預かり料の滞納があった場合の情報照会のため、各世帯の住民基本台帳、課税台帳等の閲覧及び関係機関への情報照会に係る同意をいただくための書類です。

保護者がお二人の場合は、お二人とも記入・押印してください。

(6) 預かり料の算定に関する書類

必要枚数 世帯につき 1 枚

次の①～③の区分をご確認の上、該当する書類をご提出ください。

必要書類の提出がない場合は、階層 F の世帯として取り扱います。

※ 利用料の区分は、P 3 表 1 のとおり。

区 分	必 要 書 類
① 令和 6 年 1 月 1 日 時点で茨木市に住 民登録をしている 方	同意書を提出されていればその他の提出書類はありません。 ※ 市の保有する課税情報を基に利用料を算定します。
② 令和 6 年 1 月 1 日 時点で茨木市外に 住民登録をしてい る方	<u>令和 6 年度市・府民税課税証明書</u> をご提出ください。 ※ 令和 6 年度中に提出済みの場合、再度の提出は不要です。 ※ 生計を同じくするすべての方の証明書が必要です。ただし、 配偶者控除の適用を受けている方の証明書は不要です。
③ 生活保護世帯	生活保護証明書（A 4 サイズの書類）

(7) 住居の賃貸契約書または売買契約書の写し（該当する場合のみ）

① 申請時に茨木市外に在住で、令和 7 年 7 月 18 日までに市内へ転居予定の方はご提出ください。

② 転入・転居等により、申請時の住所と異なる校区の小学校に在籍予定の方はご提出ください。

※『利用申請書類確認表』で必要書類が揃っているかをご確認いただき、お申込みの際には確認表を添えてご提出ください。

4 注意

- 1 窓口申請時に、申請内容やお子さんの状況をお尋ねすることがありますので、できるだけ保護者の方がお越しください。保護者が来られない場合は、代理の方でも構いません。
- 2 利用開始前までに学童保育室利用料に滞納がある場合は、利用できません。
- 3 書類提出後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- 4 申請書提出後に利用申請を取り消す場合は、必ず学童保育課で手続きをお願いします。手続きがない場合は在籍扱いとなり、預かり料・保険料が賦課されます。

5 お問い合わせ先

茨木市こども育成部学童保育課（茨木市役所南館 3 階23番窓口）

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番13号 電話 072（620）1801（直通）

通年の学童保育室を利用されている方は、夏季休業期間
預かり事業の申請は不要です。

※通年の学童保育室と夏季休業期間預かり事業の同時申
請はできません。



夏季休業期間預かり事業利用申請書

(申請先) 茨木市長

年 月 日

利用児童	ふりがな		性別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 [] 小学校 [] 年生		

保護者	ふりがな		呼出し方
	氏 名		
	住 所	〒 茨木市 電話 ()	

4月からの新学年をご記入ください。

保護者及び同居家族 (上記保護者を含む。)	続柄	世帯の別	フリガナ 氏 名	年齢	就労先名、学校名等	帰宅時間
		同・別	同居の方(ただし、単身赴任の方も含む)全員についてご記入ください。			時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃
		同・別				時 分頃

同居の方のうち、児童と世帯を同じくしている方は「同」、別になっている方は「別」になります。

緊急連絡先 (続柄・優先順位も記入してください。) ※2つ以上の緊急連絡先を記入してください。	携帯電話	
	就 労 先	
	そ の 他	
	メールアドレス	

連絡の取りやすい電話番号を可能な限り複数ご記入ください。
就労先の電話番号もご記入ください。

利用希望曜日 (○印を付けてください。)	1 月 ~ 金	2 月 ~ 土 (土曜日が勤務日の場合のみ)
時間延長 (○印を付けてください。)	1 延長しない (午後3時まで)	2 延長する (1)午後5時まで (2)午後7時まで※ ※保護者等の迎えが必要です

ア 月 ~ 金
イ 月 ~ 土

※担当課処理欄	受付年月 決裁年月	延長申し込みの場合、午後5時までか午後7時までかを選択してください。	月～土の申し込みの場合、延長の利用曜日を選択してください。
	課長	申請書は、児童1人につき1枚必要です。	

就労証明書

記載例

茨木市長宛

【事業所の方へ】

○鉛筆、消せるボールペン等での記入や、修正液、修正テープ等で修正された場合は無効となります。訂正の際は、記載者の訂正印等で修正してください。

茨木市学童保育課 TEL 072-620-1801

証明日西暦2024年11月1日

事業所名株式会社〇〇〇〇

代表者名代表取締役△△△△

所在地東京都〇〇区××町△-△

電話番号03-〇〇〇〇-△△△△

担当者名□□□□

記載者連絡先03-〇〇〇〇-××××

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	イバラキ ハナコ 茨木 花子 生年月日1995年4月16日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期☒ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ)2024年10月1日～2025年9月30日
4	本人就労先事業所	名称株式会社〇〇〇〇 大阪支社 住所大阪府大阪市△△区××町□-○
5	雇用の形態	☐ 正社員☐ パート・アルバイト☐ 派遣社員☒ 契約社員☐ 会計年度任用職員☐ 非常勤・臨時職員☐ 役員 ☐ 自営業主☐ 自営業専従者☐ 家族従業者☐ 内職☐ 業務委託☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月火水木金土日祝日 ☒☒☒☒☒☐☐☐ 合計時間 月間170時間0分(うち休憩時間1200分) 一月当たりの就労日数 月間20日 一週当たりの就労日数 週間5日 平日 9時0分～17時30分(うち休憩時間60分) 土曜 時分～時分(うち休憩時間分) 日祝 時分～時分(うち休憩時間分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 □月間□週間時間分(うち休憩時間分) 就労日数 □月間□週間日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時分～時分(うち休憩時間分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月年年月年月年月年月 日/月時間/月日/月時間/月日/月時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定☐ 取得中 期間2024年4月9日～2024年7月15日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定☒ 取得中☐ 取得済み 期間2024年7月16日～2025年3月31日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定☐ 取得中☐ 取得済み理由☐ 介護休業☐ 病休☐ その他() 期間年月日～年月日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定☐ 復職済み 2025年4月1日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定☐ 取得中 期間2025年5月20日～2026年3月31日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9時0分～16時0分(うち休憩時間60分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有☐ 有(予定)☒ 無 【申請時と学童保育室入室後の就労状況が異なる場合】 「6 就労時間」には学童保育室入室後の就労状況を記載し、「18 備考欄」に申請時の就労状況を記載してください。 (例)学童保育室入室までは週2日、9時～17時30分(うち休憩時間60分)の間就労している場合 「18 備考欄」には、「学童保育室入室後は上記のとおり就労するが、それまでは週2日、9時～17時30分(うち休憩時間60分)の間就労している。」と記載する。
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有☐ 有(予定)☐ 無☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可☐ 可(予定)☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可☐ 可(予定)☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年月日～年月日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中☒ 申込中(第一希望) 茨木 太郎 2017年4月15日 △△学童保育室 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中☐ 申込中(第一希望)

- 9 -

(提出先) 茨木市長

- この証明書は学童保育室入室申請のために使用するものであり、その他の目的に使用することはありません。
○保護者及び18歳以上70歳未満の同居者（児童の兄弟姉妹を除く）は提出が必要です。
○就労先・時間等に変更があった場合、速やかに再提出してください。
○証明内容に相違した場合は、入室後であっても学童保育室を利用できなくなる場合があります。

入院等証明書

入院・通院者氏名 (生年月日)	茨木 一郎 (昭和52年5月1日)	現住所	〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
児童氏名	茨木 太郎	児童との続柄	保護者ご自身の生年月日 をご記入ください。
学童保育室名	中条 学童保育室	電話	

病名	〇〇〇病	
看護の必要の度合 または 児童の保育が 困難な状況	〇〇〇病により、自宅療養中。 △△の症状があるため、 児童の監護に欠ける。	
入院等の期間	入院 月 日 ~ 月 日	通院 週 4 回

上記のとおり児童の保育ができないことを証明します。
(証明日) 令和 6 年 10 月 12 日

医師 所在地 茨木市〇〇町△-□
氏名 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記入漏れ、印漏れのないように。

内職等証明書

内職従事者の氏名	茨木 大介	現住所	〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
児童氏名	茨木 太郎		
学童保育室名	中条 学童保育室	電話	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

内職の種類	装飾品作成	内職開始年月	令和 元 年 6 月
稼働時間	10時00分 ~ 17時00分	稼働日数(1か月)	20 日
1日平均収入	800 円	1か月平均収入	16,000 円

(保護者の申請欄)
上記のとおり内職に従事していることを申告します。
保護者氏名 茨木 大介

(発注者の証明欄)
上記申告者に対し次のとおり賃金を支払っていることを証明します。
(証明日) 令和 6 年 10 月 12 日

発注者所在地 大阪市北区〇〇町△-×
社名 〇×商会
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

記入漏れ、印漏れのないように。

最近2か月の支払賃金	8 月	15,000 円	9 月	17,000 円
------------	-----	----------	-----	----------